管轄の県税事務所へご提出ください

委　任　状

令和　　年　　月　　日

兵庫県＿＿＿＿県税事務所長　　あて

自動車登録番号	(例) 神戸	1	0	0	た		1	2	3
	神・戸 姫・路				(かな)				
課税年度	令和　　年度分								
発生理由 【該当理由に○】	1　抹消登録（令和　　年　　月　　日） 2　二重納付（令和　　年　　月　　日） 3　その他（理由：　　令和　　年　　月　　日）								

県税事務所 受付印欄

委任者 (納税義務者)	住所	
	フリガナ	
	氏名	㊞ 【登録印】
	電話番号	（　　）　　―

※ 納税義務者とは、**当該年度４月１日現在の名義人**です。ただし、４月１日以降の新規登録の場合は、その登録名義人です。

下記の者を代理人と定め、自動車税又は自動車税種別割還付金の請求及び受領に関する一切の権限を委任します。ただし、過誤納還付金が本状提出年度内に発生しなかった場合は、本委任を解除します。

受任者 (還付金を受け取る方)	住所	〒　　－
	フリガナ	
	氏名	【担当】
	電話番号	（　　）　　―

受任者は還付金の振替口座を下欄に記入してください。
ゆうちょ銀行をご希望の方は、店名、預金種別、口座番号を記入するか、通帳・振替口座開設通知書に記載されている記号、番号を記入してください。

金融機関	銀行・農業協同組合 信用金庫・信用組合					本店・支店 出張所
預金種目	普通・当座	口座番号				
※ゆうちょ銀行の場合に記載	店名		預金種別	普通・当座	口座番号	
	店名、預金種別、口座番号が不明な場合（　記号　　番号　　）					
口座名義 (カタカナ) 注）受任者と同一	(例) ヒョウコ゛ タロウ				(例) カ) コウヘ゛	

＜御注意＞

① 還付原因の生じた日の翌日から、**７営業日以内**に提出してください。それ以降に提出された場合は納税義務者に還付されることがあります。また、記載不備があった場合にも、納税義務者に還付されることがあります。

② **委任者の印鑑は、登録印（実印）を使用し、発行から６ヶ月以内の印鑑登録証明書（写し可）を添付**してください。
なお、二重納付等の場合は、印鑑登録証明書に代えて、領収証書（写し可）を添付することができます。（領収証書の原本を添付されても返却できません。）

③ 委任状を提出された場合でも、納税義務者に未納の徴収金(自動車税以外の税を含む)があるときは、地方税法第 17 条の２第１項の規定により当該未納の徴収金に充当されるため、**全部または一部が委任状の受任者に還付されません。**

④ 提出された委任状は還付金が全額充当となった場合を除き、返却いたしません。

⑤ 委任者の現住所と車検証に記載された住所が異なる場合は、移転を証明する住民票（写し可）を添付してください。

02.11 版